

Radiata Increase



FP3級 2018 年 5 月 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



----- 解答にあたっての注意 -----

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2017年10月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

2. 問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問15》までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 各問について答を 1 つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

X社に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（56歳）との2人暮らしである。Aさんは、来年、満60歳を迎え、X社を定年退職するか、X社の継続雇用制度を利用して同社に65歳まで勤務するか悩んでいる。そこで、Aさんは、60歳で定年退職した場合と60歳以後もX社に継続勤務した場合の社会保険等の取扱いについて知りたいと考え、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉

（1）Aさん（会社員）

生年月日：昭和34年4月11日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

20歳	23歳	59歳	60歳
国民年金	厚生年金保険		
未加入期間 36月	被保険者期間 433月		被保険者期間 11月
昭和54年4月	昭和57年4月	平成30年5月	平成31年4月

（2）妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和36年8月29日

20歳から30歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入し、結婚後は、第3号被保険者として国民年金に加入している。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが60歳でX社を定年退職し、その後再就職をしない場合における公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄1～3に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんの退職後の公的医療保険制度への加入方法の1つとして、現在加入している健康保険に任意継続被保険者として加入する方法があります。任意継続被保険者の資格取得の手続は、原則として退職日の翌日から（ ① ）以内に行う必要があります。任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は、最長で（ ② ）です。また、任意継続被保険者として健康保険に加入する期間の保険料は（ ③ ）となります。なお、国民健康保険に加入する方法もありますので、事前に検討されることをお勧めします」

- | | | |
|----------|------|----------|
| 1) ① 14日 | ② 1年 | ③ 全額自己負担 |
| 2) ① 14日 | ② 2年 | ③ 労使折半 |
| 3) ① 20日 | ② 2年 | ③ 全額自己負担 |

【答え】

『任意継続被保険者』

退職後の医療保険制度の一つです。

退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き2年間健康保険の被保険者になれます。

(保険料は全額自己負担)

[要件]

1. 健康保険に継続して2ヶ月以上加入
2. 退職後20日以内に申請
3. 加入期間は2年間

したがって正解は、【3】

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険からの給付について説明した。Mさんの説明に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが60歳でX社を定年退職した後、雇用保険から基本手当を受給する場合、基本手当の所定給付日数は300日となります」
- 2) 「Aさんが60歳以後も雇用保険の一般被保険者としてX社に勤務し、60歳以後の賃金月額が60歳到達時点の賃金月額の75%未満になった場合は、所定の手続により、原則として雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます」
- 3) 「Aさんが60歳以後も雇用保険の一般被保険者としてX社に勤務し、65歳で退職した場合は、所定の手続により、雇用保険から高年齢求職者給付金を受給することができます」

【答え】

1)は不適切

雇用保険とは労働者の生活および雇用の安定と就職の促進のために失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給する制度です。

基本手当の所定給付日数は、雇用保険の被保険者であった期間および離職の理由などによって決定され、90～360日の間で決められます。

定年退職した場合、自己都合退職扱いとなります。

雇用被保険者期間が20年以上あれば最大150日となります。

問題文では「300日」とあるので、不適切となります。

2)は適切

高年齢雇用継続基本給付金は、60歳以後の賃金月額が60歳到達時点の賃金月額と比べて75%未満になった場合、60歳以上65歳未満の一般被保険者の方が受給することができます。

3)は適切

高年齢求職者給付金は、65歳を過ぎた被保険者が受け取れる失業保険です。離職前に雇用保険の被保険者期間が1年未満の場合は30日分、1年以上の場合は50日分の一時金が支給されます。

したがって正解は、【1】

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金について説明した。
Mさんの説明に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんには特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)は支給されず、原則として 65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給することになります」
- 2) 「Aさんが老齢基礎年金の繰上げ支給の請求をした場合、老齢基礎年金の年金額は繰上げ1カ月当たり0.7%減額されます」
- 3) 「Aさんが 65 歳以後に受給する老齢厚生年金には、妻 B さんが 65 歳に達するまでの間、加給年金額が加算されます」

【答え】

1) 不適切

特別支給の老齢厚生年金は、男性は昭和 36 年 4 月 2 日の生まれ、女性は昭和 41 年 4 月 2 日生まれ以降の人には支給されません。

A さんの生年月日は昭和 34 年 4 月 11 日ですので、64 歳から特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分のみ)を受給でき、65 歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給できます。

《備考》

特別支給の老齢厚生年金は、定額部分と報酬比例部分の 2 階建てとなっています。

ただし、60 歳から 64 歳までの間の定額部分(1 階部分)の支給は 2012 年(平成 24)まで、報酬比例部分(2 階部分)の支給は 2024 年(令和 6 年)までとなっています。

『報酬比例部分の支給開始年齢(男性の場合)』

- ・ 昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれ……………60 歳
- ・ 昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ……61 歳
- ・ 昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ……62 歳
- ・ 昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ……63 歳
- ・ 昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ……64 歳

※女性は上記よりも各 5 年遅れとなります。

2) 不適切

老齢基礎年金の繰上げ受給は、1 ヶ月あたり 0.5%減額されます。問題文では「0.7%」とありますので、不適切となります。

3) 適切

加給年金は、厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上で、65 歳未満の配偶者がいる場合に老齢厚生年金に加給年金が加算されます。本文では、妻 B さんの年齢は A さんよりも若いので加給年金が支給されます。妻 B さんが 65 歳になり老齢基礎年金を受給すると加給年金は加算されず、一定額が振替加算として、妻の年金額に加算されます。

したがって正解は、【3】

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

会社員のAさん（43歳）は、余裕資金を活用して、以前から興味を持っていた外貨預金による運用を始めてみたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが国内金融機関で預入を検討している米ドル建て定期預金に関する資料は、以下のとおりである。

〈米ドル建て定期預金に関する資料〉

- ・ 預入金額 : 10,000米ドル
- ・ 預入期間 : 1年
- ・ 利率（年率） : 0.5%（満期時一括支払）
- ・ 為替予約なし

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

『為替予約とは?』

将来の外貨預金の売買を、現時点で価格、数量などを予約する取引のことを言います。

為替予約による取引の場合、将来の為替相場の状況に関わらず、予約した条件で取引を行うことができますので、将来為替レートが大きく下落しても、為替予約をしていた場合、予約した時点の価格で売買することができるので、為替ヘッジ(為替の価格変動リスクを回避すること)としても利用できます。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、外貨預金について説明した。
Mさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「国内金融機関に預け入れた外貨預金は、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度による保護の対象となります」
- 2) 「米ドル建て定期預金の満期時の為替レートが、預入時の為替レートに比べて円高・米ドル安となった場合、円換算の運用利回りは向上します」
- 3) 「米国の金利が上昇した場合、一般的に米ドルによる投資需要が高まることから、円を売却して米ドルを購入する動きが進み、その結果、為替レートが円安・米ドル高となる可能性があります」

【答え】

1) 不適切

外貨預金は、預金保険制度の保護対象外です。

『預金保険制度とは』

金融機関が破綻した場合、預金者・投資者・保険契約者を保護する制度です。

●保証対象

普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等

●保証対象外

外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金等

2) 不適切

外貨資産に投資した場合、満期時の為替レートが、預入時の為替レートに比べて円高になると円換算の運用利回りは低下します。

円安になった場合、円換算の運用利回りは上昇します。

3) 適切

問題文の通り、米ドルの金利が上昇すると、米ドルの需要が高まります。逆に円はその通貨に対して、安くなります。

したがって正解は、【3】

《問 5》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》の外貨預金に係る課税関係について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄1～3に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「Aさんが外貨預金に預入れをした場合、外貨預金の利子に係る利子所得は、所得税および復興特別所得税と住民税を合わせて20.315%の税率による(①)の対象となります」
- ii) 「外貨預金による運用では、外国為替相場の変動により、為替差損益が生じることがあります。為替差益は(②)として、所得税および復興特別所得税と住民税の課税対象となります。なお、為替差損による損失の金額は、外貨預金の利子に係る利子所得の金額と損益通算することが(③)」

- | | | |
|-------------|--------|---------|
| 1) ① 申告分離課税 | ② 雑所得 | ③ できます |
| 2) ① 源泉分離課税 | ② 雑所得 | ③ できません |
| 3) ① 源泉分離課税 | ② 一時所得 | ③ できます |

【答え】

①

外貨預金の利子は利子所得として、**源泉分離課税**されます。

②

外貨預金の為替差益は、為替予約をしない場合、**雑所得**となります。

③

雑所得は、他の所得と**損益通算することはできません**。

したがって正解は、【2】

《問6》 Aさんが、《設例》および下記の〈資料〉の条件で、10,000米ドルを外貨預金に預け入れ、満期時に円貨で受け取った場合における元利金の合計額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、手数料や税金は考慮しないものとする。

〈資料〉 満期時における適用為替レート(円/米ドル)

TTS	TTM	TTB
113 円	112 円	111 円

- 1) 1,115,550 円
- 2) 1,125,600 円
- 3) 1,135,650 円

【答え】

『設問まとめ』

定期預金 10,000 米ドル

利息 年率 0.5%

満期 1 年

『計算』

・満期時の利息

$10,000 \text{ 米ドル} \times 0.5\% = 50 \text{ 米ドル}$

↓

・元利合計(元金と利息を含めた合計)

$10,000 \text{ 米ドル} + 50 \text{ 米ドル} = 10,050 \text{ 米ドル}$

↓

・外貨を円に換える場合の為替レートは、TTB となります。

$10,050 \text{ 米ドル} \times 111 \text{ 円} = 1,115,550 \text{ 円}$

したがって正解は、【1】

《備考》

TTS

→販売会社(銀行)が顧客に外貨を売るレート(顧客が買うレート)

顧客が日本円を外貨に換える場合の為替レート

TTM

→仲値(中間)のことで、外国為替の基準レートとなります。

TTB

→販売会社(銀行)が顧客に外貨を買うレート(顧客が売るレート)

顧客が外貨を日本円に換える場合の為替レート

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

Aさん（52歳）は、X社に勤務する会社員である。Aさんは、平成29年10月に生命保険を解約し、解約返戻金を受け取っている。

Aさんの家族構成および平成29年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんの家族構成〉

- ・ Aさん （52歳）：会社員
- ・ 妻Bさん （49歳）：専業主婦。平成29年中にパートタイマーとして給与収入80万円を得ている。
- ・ 長女Cさん（21歳）：大学生。平成29年中の収入はない。
- ・ 長男Dさん（15歳）：中学生。平成29年中の収入はない。

〈Aさんの平成29年分の収入等に関する資料〉

- (1) 給与収入の金額：700万円
- (2) 解約した生命保険に関する資料
 - ・ 保険の種類：一時払変額個人年金保険（10年確定年金）
 - ・ 契約年月日：平成25年6月1日
 - ・ 契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん
 - ・ 解約返戻金額：530万円
 - ・ 一時払保険料：500万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※家族の年齢は、いずれも平成29年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 Aさんの平成 29 年分の所得税の確定申告等に関する以下の文章の空欄 1～3 に入る 語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i) 給与所得者である Aさんは、X社での年末調整により給与から源泉徴収された所得税が精算されて納税が完了するため、所得税の確定申告は不要である。ただし、「給与所得および退職所得以外の所得金額」が (①) 万円を超える場合は、所得税の確定申告をしなければならない。

なお、所得税の確定申告を要しない場合であっても、年末調整で控除されない (②) などの適用を受ける場合には、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することができる。

ii) Aさんは、一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) を、保険期間の初日から 5 年以内に解約しているため、その解約差益は、20.315% (所得税および復興特別所得税と住民税の合算) の税率による (③) の対象となる。

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| 1) ① 10 | ② 寄附金控除 | ③ 源泉分離課税 |
| 2) ① 20 | ② 医療費控除 | ③ 源泉分離課税 |
| 3) ① 20 | ② 地震保険料控除 | ③ 申告分離課税 |

【答え】

①

給与所得、退職所得以外の所得金額が **20 万円**を超える給与所得者は確定申告をしなくてはなりません。

②

医療費控除、寄附金控除、雑損控除は、年末調整されないため、給与等から源泉徴収された税金の還付を受けるためには、給与所得者でも**確定申告が必要**となります。

③

一時払いの養老保険や個人年金・変額個人年金などを契約から **5 年以内の解約 (満期も同じ)**した場合、所得から 20.315%が**源泉分離課税**されます。

したがって正解は、【2】

《問8》 Aさんの平成29年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんは給与収入の金額が38万円を超えており、控除対象配偶者に該当しないため、Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除(控除額38万円)の適用を受けることができない。
- 2) 長女Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長女Cさんについて扶養控除(控除額63万円)の適用を受けることができる。
- 3) 長男Dさんは控除対象扶養親族に該当しないため、Aさんは、長男Dさんについて扶養控除の適用を受けることができない。

【答え】

1) 不適切

所得の配偶者控除は、生計同一で年間合計所得金額が 38 万円以下の配偶者であれば適用可能で、38 万円控除できます。

妻 B さんの給与所得は 80 万円であり、給与所得控除額が 65 万円ありますので、総所得金額は 15 万円となり、配偶者控除の適用対象となります。

《備考》

収入が給与のみの場合、年収が 103 万円以下であれば配偶者控除の適用対象です。

年収 103 万円-65 万円(給与所得控除)=38 万円

所得金額が 38 万円以下であれば配偶者控除が適用されます。

2) 適切

特定扶養控除は、19 歳以上 23 歳未満が適用対象で控除額は 63 万円です。また、納税者と生計を一にしていること。年間の合計所得金額が 38 万円以下(令和 2 年分以降は 48 万円)であることが適用条件です。

長女 C さん 21 歳で収入 0 円なので、特定扶養控除の適用対象となります。

3) 適切

扶養控除は、16 歳以上が適用対象で控除額は 38 万円です。

長男 D さんは 15 歳なので扶養控除の対象外です。

したがって正解は、【1】

《問9》 Aさんの平成29年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 510 万円
- 2) 540 万円
- 3) 700 万円

資料) 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額×30% + 18万円
360	～ 660	収入金額×20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額×10% + 120万円
1,000	～	220万円

【答え】

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことです。

本問では、Aさんの所得は、給与所得と一時払変額個人年金の解約返戻金です。

一時払変額個人年金は源泉分離課税となりますので、総合課税は給与所得のみになります。

給与所得=給与収入額－給与所得控除額
=700 万円－(700 万円×10%+120 万円)
=700 万円－190 万円=510 万円

総所得金額=510 万円となります。

したがって正解は、【1】

《備考》

『損益通算とは』

所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から差し引くことができ、税金を減らすことができます。それでもマイナスになった場合には、確定申告を行うことで最長3年間損失を繰り越して控除することも可能です。

『所得税の分類』

所得税には10種類の所得があります。

- ①利子所得 ②配当所得 ③不動産所得 ④事業所得 ⑤給与所得
⑥退職所得 ⑦譲渡所得 ⑧山林所得 ⑨一時所得 ⑩雑所得

【総合課税】

- ①利子所得 ②配当所得 ③不動産所得 ④事業所得
⑤給与所得 ⑥譲渡所得（土地や建物、株式の譲渡所得以外）

【分離課税】

- ①山林所得 ②退職所得 ③譲渡所得（土地や建物、株式の譲渡）

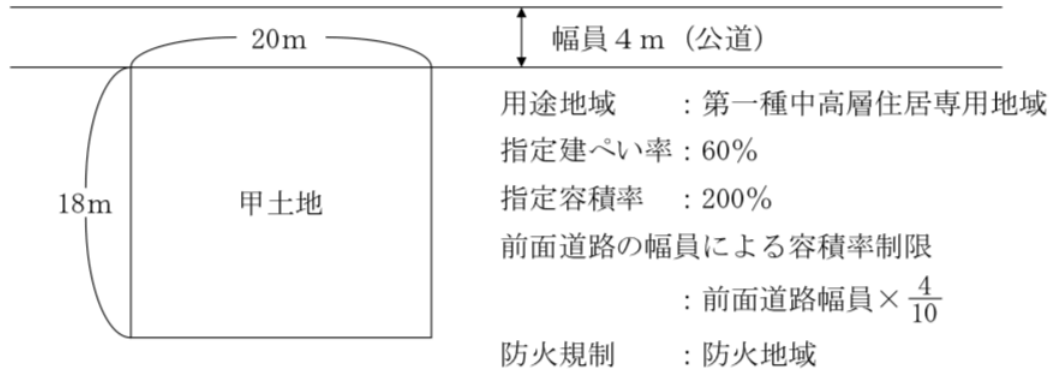
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問10》～《問12》)に答えなさい。

《設 例》

資産家のAさん(58歳)は、個人で賃貸アパートの経営を検討しており、宅地建物取引業者から紹介を受けた甲土地を取得し、その上に賃貸アパートを建築することを考えている。

Aさんが購入を検討している甲土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地の概要〉



※指定建ぺい率および指定容積率は、それぞれ都市計画において定められた数値である。

※当該区域は、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域には該当しない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地を取得する際の権利関係の調査に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 法務局で甲土地の登記事項証明書の交付申請を行う場合、甲土地の所有者から当該交付についての承諾を得た旨の書面をもらい、申請時に提出する必要がある。
- 2) 甲土地の抵当権に関する登記の登記事項は、登記記録の権利部乙区で確認することができる。
- 3) 仮に、Aさんが登記の記載事項を信頼して甲土地を購入し、記載されていた登記名義人が真実の権利者ではなかった場合であっても、原則として、Aさんは、甲土地に対する所有権を取得することができる。

【答え】

1) 不適切

不動産登記記録は、法務局(登記所)で登記事項証明書の交付申請をすれば、誰でも記載事項を確認できます。

よって、甲土地の所有者から交付許可は必要ありません。

2) 適切

●表題部と権利部

登記記録は、表題部と権利部(甲区・乙区)で構成されます。

表題部
表示(物理的状況)に関する事項)
・ 土地に関する登記記録 →所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載
・ 建物に関する登記記録 →家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載

権利部 権利に関する事項
甲区：所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区：所有権以外の権利に関する事項 → 抵当権 ・借地権・賃借権などを記載

抵当権は、権利部乙区に記載されています。

3) 不適切

不動産登記には、公信力がありません。

登記記録を正しいものと信用し取引を行ったとしても、真実の権利関係と登記の記載とが異なっている場合は、原則として法的に保護することができません。

したがって正解は、【2】

《問11》 仮に、甲土地上に賃貸アパートを新築する場合の建築基準法による最大延べ面積は、 次のうちどれか。

- 1) $20\text{m} \times 18\text{m} \times 60\% = 216\text{m}^2$
- 2) $20\text{m} \times 18\text{m} \times 160\% = 576\text{m}^2$
- 3) $20\text{m} \times 18\text{m} \times 200\% = 720\text{m}^2$

【答え】

容積率とは

敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

●容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、**最も幅の広いもの**が道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

●前面道路の幅員が**12m以上**の場合の容積率は「**指定容積率**」となります。

●前面道路の幅員が**12m未満**の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×**4/10**

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×**6/10**

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、**小さい方**が限度となります。

本問では、前面道路の幅員が4mで12m未満なので、容積率の上限は指定容積率と、前面道路の幅員×法廷畳数のどちらか小さい方になります。

[容積率の計算]

用途地域が第1種中高層住居用地域ですので、住宅系用途地域となります。

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

$$4\text{m} \times 4/10 = 160\%$$

指定容積率は200%なので、小さい方は160%になります。

[延べ面積の上限の計算]

$$18\text{m} \times 20\text{m} \times 160\% = 576\text{m}^2$$

したがって正解は、【2】

《問12》 Aさんが賃貸アパートを経営するうえでの留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんは、賃貸の開始にあたって、宅地建物取引業者として、都道府県知事の免許を受ける必要がある。
- 2) 賃借人から賃料を受け取る際、消費税も併せて受領し、年度末に消費税の確定申告書を提出して納付しなければならない。
- 3) 賃貸アパートの敷地は、Aさんの相続税の課税価格の計算において貸家建付地として評価され、その相続税評価額は「自用地としての評価額-自用地としての評価額× 借地権割合×借家権割合×賃貸割合」の算式により算出される。

【答え】

1) 不適切

自己所有の建物を賃貸する場合は、宅地建物取引業者の免許は不要です。

2) 不適切

居住用建物の貸付けの場合、消費税は非課税取引となるので消費税はかかりません。

《備考》

貸付期間が1ヶ月未満の場合は、課税取引となります。

3) 適切

宅地とは、建物の敷地として用いられる土地をいいます。

宅地は自用地、借地権、貸宅地、貸家建付地の4つに分類されます。

計算式は以下になります。

区分	計算式
自用地 →土地の所有者が自己で使用している土地	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
借地権 →借地権が設定されている土地を借りて使用する権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
貸宅地 →借地権が設定されている宅地を貸宅地といいます。	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
貸家建付地 →自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合) ×借家権割合×賃貸割合)

したがって正解は、【3】

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

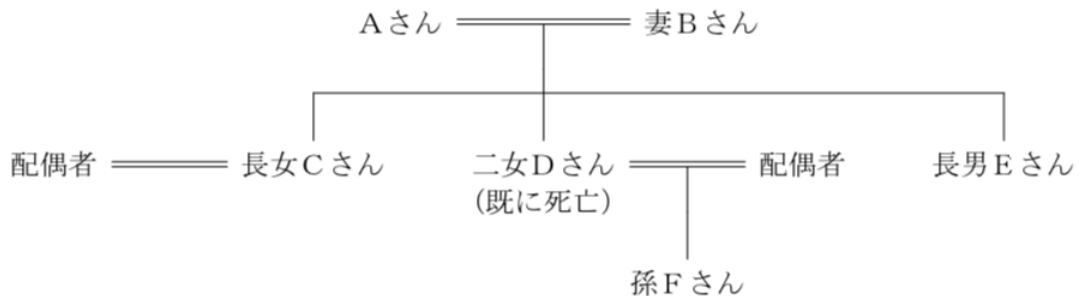
《設 例》

Aさん（76歳）は、最近、自身の相続について考えるようになった。Aさんには妻Bさん（73歳）との間に長女Cさん（43歳）、二女Dさんおよび長男Eさん（38歳）の3人の子がいるが、二女Dさんは平成28年に病気により死亡している。

Aさんは、自身の相続が開始した際には家族に財産を円満に承継してもらいたいと考えており、遺言書の作成を検討している。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）〉

- ・ 預貯金 : 7,000万円
- ・ 有価証券 : 3,000万円
- ・ 自宅の敷地（400㎡） : 6,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前）
- ・ 自宅の建物 : 800万円
- ・ 賃貸アパートの敷地 : 3,000万円
- ・ 賃貸アパートの建物 : 1,500万円

〈Aさんが加入している生命保険契約に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 終身保険
- ・ 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- ・ 死亡保険金額 : 3,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 遺言に関する以下の文章の空欄 1～3 に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 遺言者が、遺言の内容をパソコンで入力し、それを出力した用紙に日付および氏名を自書し、これに押印して遺言書を作成した場合、その遺言書は、自筆証書遺言として (①) である。
- ii) 公正証書遺言は、遺言者が、公証役場において遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がそれを筆記して作成する遺言であり、作成にあたっては証人の立会いは (②) である。
- iii) 公正証書遺言は、相続開始後に家庭裁判所における検認の手続が (③) である。

- | | | |
|---------|------|------|
| 1) ① 有効 | ② 必要 | ③ 必要 |
| 2) ① 無効 | ② 必要 | ③ 不要 |
| 3) ① 無効 | ② 不要 | ③ 必要 |

【答え】

① 無効

[遺言の種類]

遺言(普通方遺言)には、3種類があります。

	作成方法	証人	検認※
自筆証書遺言	遺言者が遺言の、全文、日付、氏名を自書し押印する。パソコンでの作成や口述録音は不可。	不要	必要
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記する。	2人以上	不要
秘密証書遺言	遺言者が遺言書を作成し、署名押印し、封印。公証人が日付等を記入する。パソコンや代筆も可能。	2人以上	必要

自筆証書遺言は、全て手書きで作成する必要があり、パソコンでの作成の場合は、無効となります。

② 必要

公正証書遺言の作成には、証人 2 人以上の立会いが必要です。

③ 不要

公正証書遺言は検認が不要です。

※検認とは、遺言書の偽造等を防止するための手続きで家庭裁判所が遺言書の内容を確認します。

① 無効 ②必要 ③不要

したがって正解は、【2】

《問14》 Aさんの相続が現時点(平成30年5月27日)で開始した場合の相続税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、5,400万円である。
- 2) Aさんの相続が開始した場合、妻Bさんが受け取る死亡保険金は、「500万円×法定 相続人の数」で算出した金額を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができる。
- 3) Aさんの相続が開始し、妻Bさんが「特定居住用宅地等」に該当する自宅の敷地を 相続等により取得し、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合、相続税の課税価格の計算上、当該敷地は400m²を限度面積として80% の減額が受けられる。

【答え】

1) 適切

[相続税の基礎控除の計算式]

3,000 万円+600 万円×法定相続人の数

「法定相続人の要件」

・ 相続税の計算上、放棄した人もその放棄がなかったものとして法定相続人に含めます。

・ 法定相続人に加えられる養子の数は、被相続人に実子がいる場合 1 名まで、実子がない場合、2 名までが制限されます。

本問の法定相続人は、妻 B さん、長女 C、長男 E、孫 F の計 4 人です。

本来相続人になるべき人が被相続人の死亡よりも前に死亡した場合や、相続欠格や相続人廃除によって相続権を失った場合には、その人の子が代わりに被相続人の相続をすることを代襲相続といいます。

本問では、二女 D さんは既に死亡されていますので、孫 F さんが代襲相続人となります。

●計算式

3,000 万円+600 万円×4 人=5,400 万円

遺産に係る基礎控除額は、5,400 万円となります。

2) 適切

[生命保険金・死亡保険金の非課税限度額]

相続人が生命保険金や死亡保険金を受け取った時は、それぞれについて、次の計算で求めた限度額までが非課税となります。

[計算式]

非課税限度額=500 万円×法定相続人の数

生命保険の契約者と被保険者が同じで、保険金受取人が異なる場合、支払われた死亡保険金は、みなし相続財産として、相続税の課税対象となります。

ただし「非課税限度額=500 万円×法定相続人の数」まで非課税となります。

本問では、A さんが加入中の生命保険は、

契約者 A さん

被保険者 A さん

保険金受取人が妻 B さん

ですので、死亡保険金の非課税限度額が適用されます。

3)不適切

【小規模宅地の特例】

被相続人が住んでいた土地や事業をしていた土地について、相続人が居住や事業を続けられるように評価額のうち一定の要件を満たす場合には、一定割合が軽減されることを、小規模宅地の特例と言います。

適用には相続税の申告が必要です。

〔限度面積・減額割合〕

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

※特定居住用宅地と特定事業用宅地を併用する場合、合計730㎡まで適用可能。

特定居住用宅地の限度面積は 330 ㎡、減額割合は 80%です。

本問では限度面積 400 ㎡とありますので、不適切となります。

したがって正解は、【3】

《問15》 Aさんの相続が現時点(平成30年5月27日)で開始し、Aさんの相続における課税 遺産総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が1億5,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 2,200 万円
- 2) 2,525 万円
- 3) 2,650 万円

資料) 相続税の速算表 (一部抜粋)

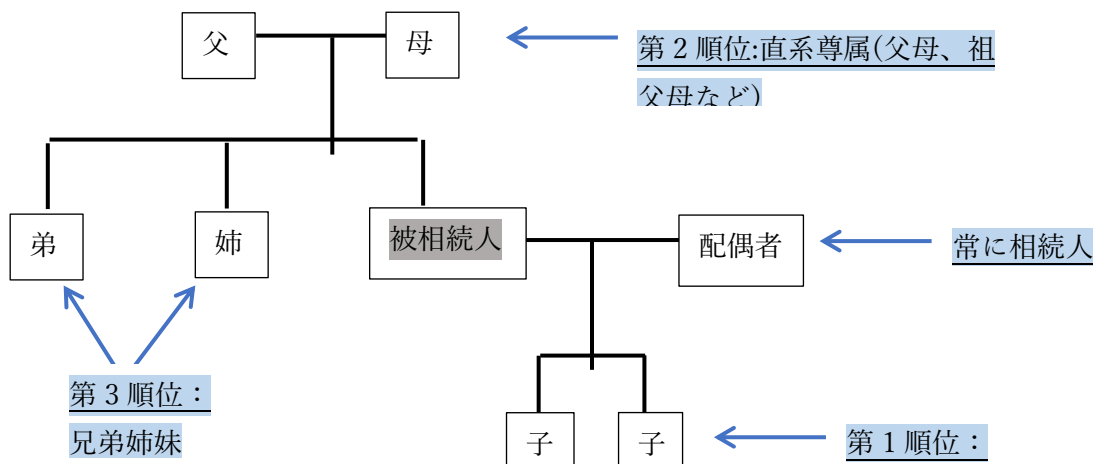
法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～	1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円

【答え】

【法定相続人】

遺産相続が起こったときに相続人になる人のことで、民法上、被相続人の財産を相続する権利のある人を法定相続人といいます。法定相続人は、被相続人の配偶者と一定の血族に限られています。

[法定相続人の順位]



・配偶者は常に相続人

・第1順位：子

→子が亡くなっていた場合は、孫、ひ孫

・第2順位：直系尊属(父母・祖父母)

→父母が亡くなっていた場合は、祖父母

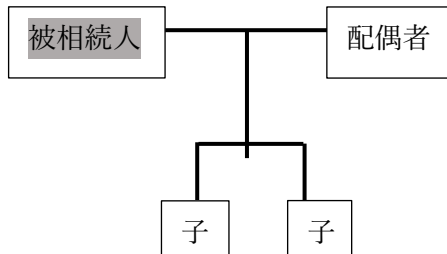
・第3順位：兄弟姉妹

→兄弟が亡くなっていた場合は、甥(おい)、姪(めい)

【法定相続分】

例

●相続人が配偶者と子の場合



- ・ 配偶者= $\frac{1}{2}$
- ・ 子 $\frac{1}{4}$ ・子 $\frac{1}{4}$ = $\frac{1}{2}$

本問では二女 Dさんに代わり孫Fさんが代襲相続人となります。
子が3人いますので、 $\frac{1}{6}$ となります。

[法定相続分]

妻 B さん→ $\frac{1}{2}$
長女 C さん→ $\frac{1}{6}$
長男 E さん→ $\frac{1}{6}$
孫 F さん→ $\frac{1}{6}$

[法定相続分の計算]※控除額も計算する

●妻 B→ $1.5 \text{ 億円} \times 1/2 = 7500 \text{ 万}$

※資料) 相続税の速算表を見て控除額を確認し計算します。

資料) 相続税の速算表 (一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

$7500 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,550 \text{ 万円}$

●長女 C→ $1.5 \text{ 億円} \times 1/6 (0.1666\cdots) = 2499 \text{ 万円}$

※資料) 相続税の速算表を見て控除額を確認し計算します。

資料) 相続税の速算表 (一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円

$2499 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

※長男 E と孫 F は長女 C と同じ計算式です。

●長男 E→ $1.5 \text{ 億円} \times 1/6 = 2499 \text{ 万円}$

$2499 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

●孫 F→ $1.5 \text{ 億円} \times 1/6 = 2499 \text{ 万円}$

$2499 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 325 \text{ 万円}$

[相続税の総額]

1,550 万円+325 万円+325 万円+325 万円=**2,525 万円**

したがって正解は、【2】

-終-

